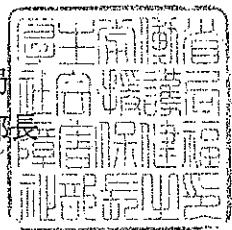




障発 0805 第 8 号
平成 23 年 8 月 5 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
関係団体の長
地方厚生（支）局長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



精神保健福祉士養成に係る実習生の受入に関する
ご協力のお願いについて（依頼）

精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）については、精神障害者本人の視点に立って、精神障害者の生活や社会復帰のための相談援助を行う精神保健福祉士の重要性が認識され、その必要な人材と資質の確保を図る観点から、平成 9 年に創設されたものです。

この精神保健福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しており、特に司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられるなど、より実践力の高い精神保健福祉士が求められていることを踏まえ、平成 22 年 3 月に「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」において報告書がとりまとめられ、また、平成 22 年 12 月において制定された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、精神保健福祉士法の改正が行われたところです。

さらに、この法改正と併せて、精神保健福祉士の養成カリキュラム等についても見直しを行い、平成 24 年 4 月 1 日より実施することとしているところです。

（「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 103 号）」等）



この新たな養成カリキュラムは、多様化・高度化する国民の精神保健福祉のニーズに的確に対応できる人材を養成する観点から、精神保健福祉サービス提供の現場において求められる実践力を養うことを主眼に教育内容の拡充を図ったところです。

特に、養成カリキュラムに位置付けられる実習については、実践力の高い人材を養成する上で、養成カリキュラムの中で学んだ知識・技術の活用方法、利用者とその家族とのコミュニケーション手法、多職種協働の在り方等を学ぶ非常に重要な要素となっていることから、実習指導者の要件の見直しなど、実習教育の充実を図る（別添参照）こととしたところです。

各位におかれでは、こうした趣旨を御理解の上、質の高い精神保健福祉士養成における実習教育の場が円滑に確保されるよう、実習生の受入及び実習指導者講習会の受講等について、その管内や貴団体所属の各施設・事業所等への御周知も含め、特段の御支援・御配意を賜りますよう、御協力お願い申し上げます。

[精神保健福祉士の養成における実習教育に関する問合せ先]
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 障害保健係
電話：03-5253-1111（内線 3065）

(別添)

精神保健福祉士に係る実習に関する基準の見直しの要点

(1) 実習指導者の要件の見直し（平成24年4月1日施行）

実習施設に配置される実習指導者については、次の要件をいずれも満たさなければならないこととした。

- ① 精神保健福祉士として3年以上の実務経験を有していること。
- ② 精神保健福祉士実習指導者講習会を修了していること。

(経過措置)

なお、実習指導者の要件の見直しに伴い、次の経過措置を講じている。

- ① 平成24年3月31日時点において現に精神保健福祉援助実習を指導している実習指導者については、平成27年3月31日までの間は引き続き実習指導者として指導を行うことができる。
- ② 平成27年3月31日までの間において「精神保健福祉士実習指導者講習会」を修了した者も実習指導者とすることができます。（厚生労働省の委託を受けて、平成22年度及び平成23年度に行った「精神保健福祉士実習指導者講習会」を修了した者も同様とする。）
- ③ 当分の間、精神保健福祉相談員、社会復帰調整官、児童福祉司、福祉事務所に置かれる所員、知的障害者福祉司も実習指導者とすることができます。

(2) 実習施設等の範囲の見直し（平成24年4月1日施行）

実習施設等の範囲については、精神保健福祉士が、司法、教育、労働等に関する分野において、相談援助の業務に従事している状況も見受けられ、活躍が期待される分野が拡大してきている状況を踏まえ、次の施設等を新たに加えることとしていることとした。

- ① 保護観察所（※当面は、首席・統括社会復帰調整官の配置されている、東京、大阪、さいたま、横浜、名古屋の保護観察所5府に限定する。）、更生保護施設
- ② 乳児院、児童家庭支援センター
- ③ 救護施設、更生施設
- ④ 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業生活支援センター 等

第一の二中「元化」の下に「等」を加え、
第一の二の二に次のように加える。
また、発達障害者については、従来から精神障害者と含まれるものとして法に基づく給付の対象となつてゐるところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

第二の二の二中「第二十六条」を「第三十一条」に改める。

第三十一条の二中「第九条」を「第十一条」に改める。

四条に改める。

○厚生労働省告示第二百七十六号

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年厚生労働省令第三号)の施行に伴い、精神保健福祉士法第七条第一号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目(平成二十年厚生労働省告示第三百七号)及び精神保健福祉士法第七条第一号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(平成二十年厚生労働省告示第三百八号)は、平成二十四年三月三十日限り廃止する。

平成二十三年八月五日

○厚生労働省告示第二百七十七号

精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)第二条第十五号の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則第一条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設(平成二十四年四月一日から適用する)。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣 細川 律夫
厚生労働大臣 細川 律夫

精神保健福祉士法施行規則第二条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設

一 精神障害者地域生活支援センター

二 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失调症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設

三 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行なうスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

四 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第百五号)に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設

五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が認める施設

○厚生労働省告示第二百七十八号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第三号)第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年厚生労働省令第三号)第一条规定に基づき精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設(平成十年厚生省令第十号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。ただし、改正前の告示第十号に規定する相談支援事業を行なう施設又は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉策を見直すまでの間ににおいて障害者等の地域生活を支援するための関係法

○厚生労働省告示第二百七十九号

障害者基本法の一部を改正する法律(平成三十年法律第九十号)の施行に伴い、及び法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五条第六号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準(平成二十年厚生労働省告示第二百九十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣 細川 律夫

第一号ハ(3)中「第二条」を「第一条第一号」に改める。

第二号ハ(3)中「第二条」を「第一条第一号」に改める。

題名を次のように改める。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業

第二号から第六号までを次のように改める。

第四条第一項に規定する精神障害者(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十二号))に対してサービスを提供する部署に限る。

二 市役所(区役所又は町村役場(精神障害者(障害者自立支援法(平成二十二年法律第二百五号))に規定する保健所又は市町村保健センター))に規定する保健所又は市町村保健センター

三 地域保健法(昭和二十二年法律第二百一号)に規定する保健所又は市町村保健センター

四 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)に規定する障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。)を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院又は診療所(精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る。)

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神保健福祉センター

本則に次の九号を加える。

七 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)に規定する救護施設又は更生施設(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

八 社会福祉法(昭和四十五年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

九 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者更生相談所(精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)

十一 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)に規定する保護観察所又は更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護施設(精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

十二 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第二百五号)に規定するホームレス自立支援事業を実施する施設(精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

十三 発達障害者支援法(平成十六年法律第二百六十七号)に規定する発達障害者支援センター(精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

十四 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業(生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行なうものに限る)、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行なう施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム(いずれも精神障害者に対するサービスを提供するものに限る。)

十五 前各号に掲げる施設又は事業に準ずる施設又は事業として厚生労働大臣が認めるもの

○厚生労働省告示第1百七十九号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十一号)第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉社

生労働省令第三号)第一条第八項の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣 細川 律夫

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第八項に規定する厚生労働大臣が別に定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

合計		
科目名	時間数	
平成 年 月 日		
所在地		
法人・機関代表者名		
印		

○厚生労働省告示第1百八十九号

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第十二号)第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第三項第四号の規定に基づき、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める者を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年八月五日

厚生労働大臣 細川 律夫

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神保健福祉士一般養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)に定める者は、精神保健福祉士の資格を有する者であつて、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第三号)第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準(平成二十三年厚生労働省告示第1百八十九号)以下「基準告示」という。に定める基準を満たす講習会において基準告示別表演習分野の項又は実習分野の項に定める科目を修めたものとする。

別記様式	
フリガナ	生年月日
氏名	
住所	

精神保健福祉士実習指導者講習会修了証

上記の者は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則(平成十年厚生省令第12号)第5条第1号ヲ及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令(平成二十三年文部科学省令第3号)第1条第8項に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したこと

を証明する。